入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 5 月 9 日 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部長 東條 純士

1 調達概要

- (1) 件 名 ドラフトチャンバー等調達業務 (令和元年度)
- (2) 業務内容 仕様書による。
- (3) 契約期間 令和元年 6月11日(契約予定日)から令和元年10月4日
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額 の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は入札書に単価を記載 する際は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金 額を記載すること。
- (5) その他 本調達は競争参加資格を確認の上入札の参加者を選定し発注するものである。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和元年5月23日)において次の 条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 平成 31・32・33 年度に有効な全省庁統一資格(物品の販売:営業品目「精密機器類」)において、「A」、「B」又は「C」級に格付けされている者であること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 4 階

中間貯蔵·環境安全事業株式会社管理部契約·購買課 TEL 03-5765-1916 FAX 03-5765-1939

(2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページよりダウンロード http://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html ※ 当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。 ダウンロード期間 令和元年5月9日(木)~令和元年5月23日(木)

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和元年 5 月 9 日(木)~令和元年 5 月 23 日(木)16 時まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除く毎日 10 時~12 時及び 13 時 ~16 時。

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(提出期限必着) 郵送する場合は、配達の記録が残る方法に限る。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和元年5月27日(月)

通知方法 通知書をFAX又は電子メール及び郵送する。

(5) 入札書の提出について

提出期限 令和元年6月10日(月)16時まで

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

郵送する場合は、配達の記録が残る方法に限る。

(6) 開札の日時及び場所

日 時 令和元年6月11日(火)14時30分

場 所 上記(1)に同じ。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。
- (4) 落札者の決定方法
 - ①中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ②「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約(物品の売買、賃貸等の契約を除く)において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合

は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、 契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札 者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落 札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行 わない。

- (5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は発注説明書による。